

## 庄内町建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和基準

庄内町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、令和5年1月1日以降、下記の基準で取扱いします。

### 1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人（常駐義務不要・別件工事兼務）承認申請書（以下、「承認申請書」という。）」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務不要及び別件工事との兼務を認めるものとする。

#### (1) 常駐義務不要要件

次の①から④のいずれかに該当し、承認申請書により発注者の承認を受けた場合に限り、請負金額にかかわらず、工事現場の常駐は不要とする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、約款に規定する工程表において、現場着工の時期を明記している場合に限り、承認申請書の提出を省略することができる。
- ② 約款の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

#### (2) 別件工事との兼務可能要件

次の①又は②のいずれかに該当し、承認申請書により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

また、このことについては、入札公告又は指名通知書等において、「本工事における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める」旨を記載するものとする。

なお、契約金額にかかわらず、技術的難易度や安全管理、工程管理等を勘案し、発注者が予め兼務を認めることが適当でないと判断する工事については、入札公告又は指名通知書等において、「本工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない」旨を明示するものとする。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,000万円未満、ただし建築一式工事にあつては8,000万円未満）、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。
  - （ア）当該工事及び別件工事の施工箇所が庄内管内であること。なお、別件工事の発注者は庄内町以外でも可とする。
  - （イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則3件までとする。ただし、災害復旧に関する工事を1件含む場合は4件まで、災害復旧に関する工事を2件以上含む場合は5件まで

兼務できるものとする。なお、別件工事において兼務できる者は、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。

（ウ）当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

② 当該工事又は別件工事のいずれか1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,000万円以上、ただし建築一式工事にあつては8,000万円以上）、次の（ア）から（ウ）の全てを満たすこと。

（ア）当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

（イ）当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則2件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できる者は、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。

（ウ）当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

### （3）手続き

受注者は、当該工事の契約締結後、速やかに工事担当課に承認申請書を提出し、承認を受けるものとする。なお、連絡員については、「施工計画書」に記入すること。

## 2 施工期日

令和5年1月1日

ただし、令和5年1月1日に施工中の工事（令和4年12月までに契約された工事）についても適用するものとする。

※カッコ内の該当項目を○で囲む

別紙

現場代理人（常駐義務不要・別件工事兼務）承認申請書

年 月 日

発注者

庄内町長

宛

受注者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者

下記について、承認願います。

当 該 工 事	工事名・請負金額 (税込)	【請負金額 円 (税込)】
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	常駐義務不要の 場合、その期間 及 び 理 由	年 月 日から 年 月 日まで
	現場代理人・主任 技術者等の別	・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者 (○で囲むこと)
	工 事 所 管 課	
別 件 工 事 ①	工事名・請負金額 (税込)	【請負金額 円 (税込)】
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	現場代理人・主任 技術者等の別	・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者 ・主任技術者 (○で囲むこと)
	工 事 所 管 課	
別 件 工 事 ②	工事名・請負金額 (税込)	【請負金額 円 (税込)】
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	現場代理人・主任 技術者等の別	・現場代理人 ・現場代理人兼主任技術者 ・主任技術者 (○で囲むこと)
	工 事 所 管 課	
受注者	様	年 月 日
		発注者 庄内町長 印
上記について、承認します。 しません。		

【添付書類】 発注者が異なる場合は、異なる発注者から承認があった旨の打合せ簿等の書面備考 1 本書は、正副2通提出ください。

2 発注者は、本書により求められた承認をどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

**常駐義務緩和基準**  
**1. (2) 別件工事との兼務可能要件【概要版】**

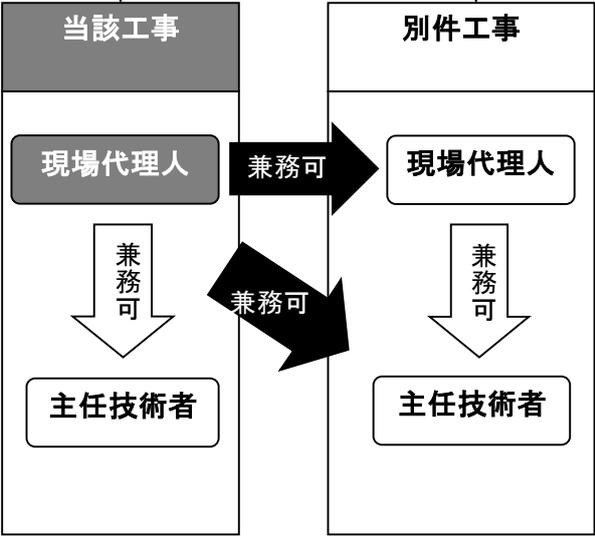
現場代理人を常駐すべき期間内でも、下記要件を満たし、発注者の承認を得られれば兼務が可能

①当該工事と別件工事の両方が専任の主任技術者の設置を要しない場合  
 請負金額4,000万円以上の工事がない  
 (建築一式は8,000万円)

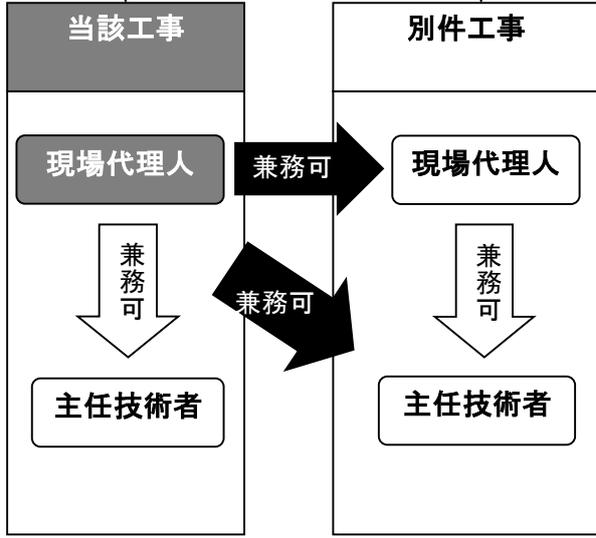
②当該工事と別件工事のいずれか又は両方が専任の主任技術者の設置を要する場合  
 請負金額4,000万円以上の工事がある  
 (建築一式は8,000万円)

◎施工場所が庄内管内

◎一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事  
 ◎工事現場の相互の間隔が10km程度以内



※合わせて原則3件まで



※合わせて原則2件まで